

広島県告示第705号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成30年9月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県府中市府川町209番地 タカノブ食品株式会社 代表取締役 岡崎 浩二
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県府中市府川町209番地 タカノブ食品株式会社

2 申請の内容

3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設1基を設置し、3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設2基及び3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設2基の使用方法を変更するとともに、3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設2基、3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設13基及び3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設1基を廃止する。また、汚水等処理施設における使用の季節変動及び汚水等の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設2基 廃止

(その2) 3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設13基 廃止

(その3) 3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設1基 廃止

(その4) 新設

種	類	3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設（68 二割機）
---	---	--------------------------------------

能		力		処理量 2t/日		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		着工後1ヶ月			
	使用開始予定年月日		完成後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時～17時, 8時間/日 (なし)			
	項 目		通 常	最 大		
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)		5.8～8.6	5.8～8.6	
		生物化学的酸素要求量		180	200	
		化学的酸素要求量		140	180	
		浮遊物質質量		130	165	
		窒素含有量		15	22	
		燐含有量		3.5	6.5	
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量		8	10	
排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)		2.0	4.0			

(その5) 変更

種 類		変 更 前	変 更 後
		3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設 (14 鯨切断機)	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着工後1ヶ月
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時～14時, 6時間/日 (なし)	8時～18時, 10時間/日 (なし)

使用 の 方 法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度（水素指数）		—	6.7～7.1	6.0～6.5	6.7～7.1
		(mg/L)	生物化学的酸素要求量	—	390	295	390
			化学的酸素要求量	—	144	100	144
			浮遊物質質量	—	105	80	105
			窒素含有量	—	22	15	22
			燐含有量	—	6.5	3.5	6.5
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	—	83	50	83
			大腸菌群数（個/cm ³ ）	—	1,500	1,000	1,500
	排出される汚水等の1日当たりの量（m ³ ）		0	0.2	2.0	4.0	

(その6) 変更

種 類	変 更 前				変 更 後				
	3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設（5 解凍槽）								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				着工後1ヶ月		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後直ちに		
使 用	使 用 の 季 節 的 変 動		7月上旬～1月下旬		2月上旬～6月下旬		なし		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	排 汚 出 水	水素イオン濃度（水素指数）		6.0～6.5	6.7～7.1	6.0～6.5	6.7～7.1	6.0～6.5	6.7～7.1
		生物化学的酸素要求量	295		350	295	350	295	350
化学的酸素要求量			290	330	290	330	290	330	

の 方 法	さ等	浮遊物質	(mg/L)	360	380	360	380	360	380
	れ	窒素含有量		15	22	15	22	15	22
	状	燐含有量		3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5
	態	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		80	90	80	90	80	90
		大腸菌群数 (個/cm ³)		2,000	2,300	2,000	2,300	2,000	2,300
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)			62.4	72.0	39.0	45.0	62.4	75.2

(その7) 変更

種 類		変 更 前		変 更 後	
		3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (31 グレス機)			
工 期 等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着工後1ヶ月	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使 用 の 法	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)	通 常	最 大	通 常	最 大
		1.6	1.6	1.6	2.0

(その8) 3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設1基 (30 除鱗機) 使用の方法 変更

(2) 汚水等の処理の方法

変更

種 類		変 更 前		変 更 後	
		廃水処理施設			
工	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	

期等	工事完成予定年月日		—								着工後1ヶ月				
	使用開始予定年月日		—								完成後直ちに				
使用の方法	使用の季節変動		7月上旬～1月下旬				2月上旬～6月下旬				なし				
	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目	処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度（水素指数）		6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3	6.3～7.3
		生物化学的酸素要求量		254	350	21	30	254	350	21	30	254	350	21	30
		化学的酸素要求量		255	313	25	39	214	270	25	39	255	315	25	39
		浮遊物質量		242	317	31	50	242	317	31	50	242	317	31	50
		窒素含有量		15	22	15	22	15	22	15	22	15	22	15	22
		リン含有量		3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量		85	100	6	8	85	100	6	8	85	100	6	8
大腸菌群数（個/cm ³ ）		1,500	3,000以下	1,500	3,000以下	1,500	3,000以下	1,500	3,000以下	1,500	3,000以下	1,500	3,000以下		
排出される汚水等の1日当たりの量(m ³)		130	160	130	160	152.4	186	152.4	186	123	160	123	160		

(3) 排出水の汚染状態
変更

排水口名	項目	変更前				変更後	
		7月上旬～1月下旬		2月上旬～6月下旬		通常	最大
		通常	最大	通常	最大		
水素イオン濃度（水素指数）		6.3～7.3		6.3～7.3		6.3～7.3	

総 合 排 水 口	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	21	30	21	30	21	30
	化学的酸素要求量		25	39	25	39	25	39
	浮遊物質質量		31	50	31	50	31	50
	窒素含有量		15	22	15	22	15	22
	燐含有量		3.5	6.5	3.5	6.5	3.5	6.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		6	8	6	8	6	8
	大腸菌群数 (個 / cm ³)		1,500	3,000以下	1,500	3,000以下	1,500	3,000以下
	排出される汚水等の1日当たりの量(m ³)		133.5	163.5	155.9	189.5	126.5	163.5

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年9月27日から平成30年10月18日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課並びに府中市環境整備課